

## 愛知県立芸術大学芸術情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立芸術大学学則第5条の規定に基づき設置される芸術情報センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、図書館を管理・運営し、図書及びその他の図書館資料、電子情報などの芸術情報の収集・管理及び企画調整を行うとともに、芸術情報基幹ネットワークの管理・運用及び企画調整を行い、愛知県立芸術大学における教育・研究及び学習活動に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書及び電子情報等図書館資料の収集・管理に関すること。
- (2) 図書及び電子情報等図書館資料の利用者への提供に関すること。
- (3) 芸術資料等の電子化情報の発信に関すること。
- (4) 芸術情報基幹ネットワークの管理・運用及びセキュリティに関すること。
- (5) 芸術情報基幹ネットワークの個人情報の保護に関すること。
- (6) 紀要の発行に関すること。
- (7) その他センター長が適当と認めた業務。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年をこえて在任することはできない。また、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 センターの業務に係る重要な事項について審議するため、次の委員会を置く。

- (1) 図書館運営委員会
- (2) 芸術情報ネットワーク運営委員会
- (3) 紀要委員会

2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第6条 センターの業務を円滑に運営するため、センター会議を置く。

2 センター会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

- (1) センター長
- (2) 各委員会の委員長又は副委員長
- (3) 学務部長

3 センター会議はセンター長が召集する。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、芸術情報・広報課で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。